

## 財産形成期日指定定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

#### 1. の 2 (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

### 2. (預金の種類、期間)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

### 3. (自動継続等)

- (1) この預金(後記6.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫店頭に表示する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。
- (4) 前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に、その時点の普通預金の利率により計算された利息とともに支払います。この場合、第6条のとおり取扱います。
  - ① この預金に対して差押あるいは仮差押の命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
  - ② 相続の開始があった場合
  - ③ この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)
  - ④ 前各号のほか当金庫が自動継続の取扱いを相当でないとする場合

### 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(後記(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとして扱います。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
    - A. 1年以上2年未満  
当金庫店頭に表示する「2年未満」の利率
    - B. 2年以上  
当金庫店頭に表示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
  - ② 前①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および「預金積金共通規定」第7条の規定により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満       | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40%    |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50%    |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60%    |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70%    |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90%    |

ただし、②から⑥については、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。また、普通預金利率は小数点第4位以下は切捨てます。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

#### 6.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財産形成期日指定定期預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店に提出してください。

(1)の2 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

(2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預入残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合は、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序によりこの預金を解約します。

- ① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。
- ② 預入日から解約日までの日数が同じ預金がある場合は、当金庫所定の方法で解約します。

(4) 前(3)の順序で最後に解約することになった預金については、次により解約します。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額。
- ② その預金が据置期間後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
  - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
  - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

#### 7.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
8. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」が適用されるものとします。

以上